CODE OF ETHICS
倫 理 規 定

Move Forward with Confidence

BUREAU VERITAS

序 文

ディディエ・ミショーダニエル
Didier Michaud-Daniel
最高経営責任者

ビューローベリタスは、その最も重要な資産ともいえる長年かけて培った揺るぎない名声を基盤とした、真のグローバル企業として成長を続けています。

この名声は、ビューローベリタス・グループ（以下「ビューローベリタス」という）の全社員が共有し、支持しているビューローベリタスの力強いコアバリュー（基本資質）を継続的に適用し、築き上げてきたものです。我々のコアバリューが結束と団結を強固なものにし、収益力を伴う成長戦略の推進を支えてくれています。

ビューローベリタスのコアバリューである「公正と倫理」および「公平と独立」は、2003年に国際検査機関連盟（International Federation of Inspection Agency: IFIA）の指導の下に我々と同じ職業に携わる人たちが掲げた業務遂行上の中心課題でした。そして、この動きがきっかけとなって、2003年10月に公表したビューローベリタスの最初の倫理規定の起草につながったのです。

倫理規定は、我々の職業が必要とする要件に従って、ビューローベリタスの関係者全員に適用される価値、原則および規則について定めています。ビューローベリタスはこの倫理規定に基づき、その成長および顧客・ビジネスパートナー・社員との信頼関係を築き上げてきました。

一方、我々の顧客は、ビューローベリタスにサービス提供の誠実さにおいて模範的な存在であって欲しいと願っています。ビューローベリタスの全社員が日常業務の最前線で維持している誠実さ、公平性および独立性に、顧客が高い価値を置いているのは明らかです。実際のところ、今日では、ビューローベリタスが提供する誠実なサービスに対する評判は大きなセールス・ポイントの一つとなっており、ビューローベリタスの社員一人ひとりが誇りとすべきものです。

従って、ビューローベリタスの社員各自はこの倫理規定に従って活動し、そこに定められた価値、原則および規則を積極的に適用し、支持することがきわめて重要です。社会的責任を果たす企業としてビューローベリタスの評判を維持し高めるために、企業活動の重要な部分をこの規定に準拠させ、将来の成功に結びけることが我々全員の責任です。

ビューローベリタスの全社員は、倫理規定の求めるところに従って日常の意思決定を行うよう確実を期さなければなりません。主に仲介者、合弁事業のパートナー、委託業者、代理店、納入業者をはじめとするビューローベリタスのビジネスパートナーもビューローベリタスと取引をするとき、あるいはビューローベリタスの名で活動を行うときには、この倫理規定に従って活動することが求められます。

倫理規定の価値、原則または規則に違反することは重大な問題であり、それが（個人に対してか、あるいはビューローベリタス全体に対するものであるかを問わず）不利な結果を引き起こす恐れがあり、ビューローベリタスの評判にも悪影響を及ぼす場合があることを、我々全員が肝に銘じておかなければなりません。ビューローベリタスのすべてのマネジャーもまた、社内方針および手続きに関する倫理規定マニュアルを厳格に適用し、順守しなければなりません。

各社員が：

- 時間をかけて倫理規定の価値、原則および規則を注意深く読み、覚え、これを日常の活動において実践しなければなりません。
- 倫理規定の適用について懸念や疑問が生じた場合には、直ちに直属のマネジャー、現地のコンプライアンス担当者またはグループのコンプライアンス統括責任者に助力を求めなければなりません。

“我々のコアバリューが結束と団結を強固にする”

ディディエ・ミショーダニエル
Didier Michaud-Daniel
最高経営責任者

アンドリュー P. イベール
Andrew P. Hibbert
コンプライアンス統括責任者

“我々は全員がこの倫理規定に従って活動することを求められている”

我々のコアバリュー

我々のコアバリュー

“我々のコアバリューは不変で、絶対的なものである”

コアバリューとは、我々一人ひとりが従うべき「ビューローベリタスの本質」そのものである。

コアバリューの内容は次のとおりである。

1. 公正と倫理

・我々は善意と誠意をもって、公正に行動する。
・我々は約束したことはかならず実行する。
・我々ははっきりと定められた契約と明確な行動基準に基づいてサービスを提供する。
・我々は会社の方針と手続きに従う。
・我々はビジネスと個人情報の守秘義務を尊重する。
・我々は現地および国際的な倫理と職業上の基準を尊重する。
・我々は健康と安全の確保に必要と思われる情報を提供し、指示を与え、訓練を実施する。
・職場における健康と安全に関する義務と責任を果たすことが我々全員に要求されている。

2. 公平と独立

・我々は専門的かつ公平な助言を与える。
・我々は、会社の最善慣行に沿って行った行動を正確に記録した報告書を作成する。

3. すべての個人の尊重

・我々は他の者に対して、自分たちがしてもらいたいと思う対応をする。
・我々は常に自分たちの行動が他の人にどのような影響を与えるかを考える。
・我々は一人ひとりの貢献を認め、評価する。そして、個々の実績に対して正確で、恒常的なフィードバックを行う。
・我々は互いの相違を尊重し、他人を思いやり、国籍、出身民族、年齢、性別、宗教または政治的信条に基づいて他人を差別することはない。

4. 社会と環境に対する責任

企業の社会的責任に対するコミットメントが増大しつつあることによって、収益性とアカウンタビリティを結びつけるという新しい挑戦課題が生まれてきている。こうしたリスクの存在を認識することから、ビューローベリタスに対する新しい要求が生み出され、新しい行動が必要になってきている。
そして、その事実が我々の組織と経営のレベルに影響を及ぼしている。ビューローベリタスとすべての社員は、その活動が地域社会、人々、環境に与える影響を考慮しなければならない。

“我々と顧客、
ビジネスパートナー
そして従業員との関係は
信頼に基づく”

基本原则

基本原則

“コンプライアンスは我々全員の責任である”

1. 倫理規定の厳格な適用

我々の発展と成長もまた、ビューローベリタスの全社員およびビジネスパートナー、主に仲介者、合弁事業のパートナー、委託業者、代理店および納入業者に例外なく適用される基本原則の上に築かれている。

倫理規定の適用によって、我々の日常の適切なビジネス活動が確保されている。ビューローベリタスのマネジャーと社員一人ひとりが、倫理規定を理解し、それを適用しなければならない。

2. 我々の行動は常に透明性、誠実、公正の原則によって支配されなければならない。

“いかなる目的であろうとこの規則を逸脱することは認められない”

法規やその他の義務的要求事項の対象にならない行動の数は多い。そのような場合、法規がなすべきことを明確に定めていなくても、透明性、誠実、公正の原則は我々の行動方針を導き、またそれに影響を与えてくれる。この基準に照らして個々の状況を検討するのは個々の社員の責任である。

いかなる社員といえども、そうすることがビューローベリタスの利益になるという理由で、この倫理原則と規則に違反したり、あるいは準拠法規の侵害行為を伴うような形で行動したりしてはならない。また、業務遂行の目標がこうした法規の侵害によってのみ達成可能な場合、そのような目標を課したり、受け入れたりしてはならない。

3. 我々は業務活動を行っている国の法規を全面的に順守すること誓う

ビューローベリタスの評判は、ビジネス活動の準拠法規またはこれと類似の義務的要求事項の尊重と順守のうえに築かれている。自身の活動範囲内の法規と要求事項を理解し、そのすべての要件を確実に守り、必要があれば法的な援助を求めることは個々の社員の責任である。

グループを違法な行為に巻き込むおそれのある活動は避けなければならない。倫理規定を順守するということは、単に法規から逸脱していないということに留まらない倫理的価値を求めているのである。しかし、倫理規定またはその原則と規則を守ることが現地国の法規の侵害につながる場合には、常に後者を優先すべきであり、後者を順守しなければならない。

“ビューローベリタスの評判を傷つけるような、あるいはグループを違法な行動に巻き込んだり、またはその倫理性に疑問を生じたりするような形で行動してはならない”

4. 収賄および違法行為に立ち向かう

ビューローベリタスは、業務活動を行っている各国においてあらゆる形態の収賄および違法行為に全面的に立ち向かうことを誓う。

いかなるビューローベリタスの社員も、受注の獲得あるいはその他ビューローベリタスの便益を得るために、直接的であれ間接的であれ、いかなる者に対しても賄賂の約束、提供あるいは支払いを行ってはならない。

いかなるビューローベリタスの社員も、職務の遂行中に、直接的であれ間接的であれ、一切賄賂を請求したり、または受領してはならない。

賄賂の約束、提供、請求、支払または受領はビューローベリタス方針に対する違反行為であり、犯罪行為の可能性もある。責任を取るべきビューローベリタスの社員に対し、相応の懲戒処分（雇用契約終了の可能性も含め）を行うことになる。

“あらゆる形態の収賄および違法行為を根絶”

“企業活動の重要な
部分を規定に準拠させ、
将来の成功に結びつける
ことが我々全員の
責任である”

適用規則

適用規則

1. サービスの完全性

"我々は、専門性、独立性、公正性を保つ形で仕事を遂行しなければならない"

我々は、独立性が危うくなるおそれがあるような事態を避けなくてはならない。そのような事態に直面すれば、それを公然と、隠しだてをすることなく検討し、対処することを誓う。

我々は、我々自身が承認した方法と手続きに対する違反、または正確な結果の報告からの逸脱を容認するような影響を一切排除して、専門性、独立性、公正性を保つ方法で、誠実に業務を遂行しなければならない。いかなる圧力または影響にも屈してはならない。

データ、試験の結果、その他の重要な事実は正直に報告しなければならない。報告書と証明書には実際に確認した事項、専門的意見または取得した結果を正確に記載しなければならない。

我々は、品質管理システムの過程を通じて、我々のサービスが公正であることを保証する。

2. 提出書類と情報の完全性

"ビューローベリタスの各社員は、提供する書類と情報の完全性に個人的に責任を負う"

各社員は自分が提供したすべての情報、および報告書、試験の結果、証明書など、必ずしもこれらに限定されないが、自分が作成したすべての書類に個人的に責任を負う。

すべての社員は、ITシステム経由による場合を含め社内向けあるいは社外の顧客向けに自分が伝達した情報および書類が、信頼性の高い、偽りのない、完全な内容の情報であることを保証する。

これはまた、とりわけ、人事、財務、法務、税務に関する情報および書類、ならびに政府あるいは規制当局へ提出した書類にも適用される。

財務・会計書類の完全性

すべての財務および会計情報はグループが備える帳簿および勘定に正当にかつ正確に記録しなければならず、いかなる場合も不正な処理の対象としてはならない。すべての記帳は当事者が発行した適切な証明文書によって、その正当性を誠実に証明しなければならない。

すべての書類は準拠法とグループの方針に従って保管しなければならない。

“すべての取引は正当かつ正確に記録しなければならない”

財務・会計書類の内部管理

内部管理の目的は、提供された財務及び会計情報の質と信頼性を確保することである。各事業単位または部門のマネジャーは、グループの手続きに従って内部管理を行う責任を負う。

マネジャーは、報告システム内に記録されたデータ、とくに半期または会計年度末のデータが情報として公表することが妥当であり、当該期間の結果、または当該期末の財務状態を完全に踏まえているものであることを保証しなければならない。

“内部管理の目的は、財務及び会計情報の質と信頼性を確保し、かつ準拠法規を尊重することにある”

3. 収賄および違法行為に立ち向かう

"我々はあらゆる形態の収賄および違法行為を断固として拒絶し、すべての準拠法を全面的に順守し、そのような行為を禁止することを誓う"

我々は、収賄禁止および違法行為防止の方針および手続きによって：

- ビューローベリタスの全社員に対し、職務遂行の過程で、直接的または間接的に賄賂の請求、受領、提供あるいは供与を行うことが禁止されていることを周知徹底させる。
- 円滑化のための支払い、リベートなど特定の行為を禁止する。
- すべての政治的寄付、慈善のための寄付および財政援助は事前申請を行う。
- 贈り物、手厚いもてなしまたは費用の授受を、金額の如何を問わず規制し、1人当たり年間150ユーロまたは累積ベースで300ユーロを超える贈り物、手厚いもてなしまたは費用は事前申請を行う。
- すべての金銭上の取引を適正かつ公平に記載した正確な帳簿および記録を保存する。

ビューローベリタスの方針に違反し、また準拠法によって犯罪行為となる場合としてビューローベリタスの社員が、いかなる形態（金銭、贈り物、サービス、その他便益）であれ、直接的または間接的に賄賂を請求または受領し、それによってビューローベリタスにおける職務遂行の過程において実施してはならない行為をするように、あるいは、実施すべき行為をしないように誘引することがあげられる。

ビューローベリタスの方針に違反し、または準拠法によって犯罪行為となる別のケースは、ビューローベリタスの社員が、他の者に対してその職務または職位の範囲内で、あるいはそれを利用して、職務遂行の過程において何かをするよう、あるいはしないように仕向ける目的をもって、いかなる形態（金銭、贈り物、サービス、その他便益）であれ直接的または間接的に賄賂の約束、提供あるいは供与を行うことがあげられる。

すべてのビューローベリタスの社員は、以上の方針およびそうした準拠法のすべてを厳格に順守しなければならない。

ビューローベリタスは、業務活動を行っている各国におけるあらゆる形態の収賄および違法行為に立ち向かい、ビューローベリタスが事業所を設置し、あるいはサービスを提供しているすべての地域で施行されている、収賄の禁止および違法行為の防止に関する現地法規および国際法規を適用することを全面的に誓う。

4. ビジネスパートナーとの取引

我々は、収賄禁止および違法行為防止の方針および手続きによって：

- ビジネスパートナーの選定とその倫理的行動様式をチェックする：仲介者、合弁事業のパートナー、委託業者、代理店、主力納入業者。
- ビジネスパートナーに収賄の禁止および違法行為の防止に関する国内法および国際法を厳格に順守することを求め、不適切な金銭の支払いが仲介者や合弁企業のパートナー、委託業者、代理店、納入業者経由で行われないように万全を期す。
- 我々は公正かつ透明な購買活動を実践している。

5. 利害の衝突

利害の衝突とは、グループの利害と個人の利害が異なる状態であり、個人の利害には近親者や個人的なビジネス関係にある人の利害が含まれる。

社員は、それと気づかなくても判断に影響が及ぶおそれがあるので、このような事態を避けるべきである。

我々にとって、独立独歩を保つことが、また利害の衝突の可能性を生じるような一切の約束または結びつきがあれば、それを報告することが極めて重要である。

グループとしては、このような利害の衝突を生じるような状況のすべてについて規制を設けている。この規制には一部の事例に対する全面的禁止、その他の事例に対する事前検証または事前許可が含まれている。

"利害の衝突を招くおそれのある事態を回避すること"

"利害の衝突の発生を避けるために、常に部外者の観点から自分の立場を検討することが必要である"

規制される状況の例：
- 最初に上司の許可を得ないまま、家族の一員あるいは親しい間柄にある人に仕事の提供を申し出たり、そのために影響力を及ぼしたりすること。
- 上司および事業部／地区担当人事リーダーの双方に対し書面による報告をせずに、上下関係のある人と家族関係あるいは親しい関係を持つこと。
- 上司および事業部／地区担当人事リーダーの双方に対し書面による報告をせずに、直接関与しているビューローベリタスの委託業者、納入業者あるいは顧客企業の関係者と家族関係あるいは親しい関係を持つこと。
- 上司および事業部／地区担当人事リーダーの双方に対し書面による報告をせずに、直接関与している業務と同じ分野で雇用されているビューローベリタスの競合他社の関係者と家族関係あるいは親しい関係を持つこと。
- ビューローベリタスの社員である自分の手に、個人的利益が直接的または間接的に渡るように求めること。
- ビューローベリタスの社員でありながら、あるいは社員のまま、最初に上司の許可を得ることなくグループ外での役職の任命を受諾すること。
- ビューローベリタスの社内手続きで定められた場合を除いて、直接的または間接的に親族、友人、仲介者を通じて競合他社、納入業者または顧客企業の株式を取得すること。
- 雇用関係にある会社の物品または資源を自分の個人的用途に使用すること。確信がない場合は、使用を中止し直属マネジャー、任地のコンプライアンス担当者または「グループのコンプライアンス統括責任者」に懸念事項について相談してみること。

申告はすべて極秘とし、慎重かつ注意を払って取り扱うものとする。

6. 公正な競争

“我々は独占禁止法を順守し、競争に関する法律を尊重しなければならない”
“我々のマーケティング活動は、誠実かつ偽りのない、誤解を生じたり、誤解を招いたりするおそれのない、準拠法に合致した方法で行なわなければならない”

我々は公正に競争することを誓い、独占禁止法およびその他すべての準拠法を順守する。競争法あるいは独占禁止法は、価格またはその他競争条件、あるいは市場または事業の分割について一般に競争者間の協定を禁止している。会社およびその社員またはそのいずれかが、競争法または独占禁止法に違反した場合、民事および刑事の厳しい制裁措置が課されるおそれがある。
すべてのビューローベリタスの社員は、適用される競争法または独占禁止法のすべてを厳格に順守しなければならない。
疑問がある場合、すべての社員は「企業法務、リスクおよびコンプライアンス部門」の助言を求めなければならない。

我々はグループを公正かつ合理的な方法で紹介し、提供する情報が正確で、明確なものであることを保証しなければならない。

商業文書を作成するときには完全な透明性を追求し、競合他社の短所または欠陥を強調するのではなく、ビューローベリタスの強みを宣伝しなければならない。

顧客との話し合いの場では、競合他社を故意に中傷し、名誉を傷つけ、誹謗してはならず、あるいは供給不可能なサービスの提供を約束したり、確認を取ることなくビューローベリタスがあるサービス提供の認可を受けているなどと主張してはならない。

7. 機密保持規則の順守

機密情報の保護

サービス提供の過程で受け取ったすべての情報は、公表が許可された場合を除き、極秘扱いにしなければならず、その後もこれを継続しなければならない。

すべての社員は、自分が職業上知り得た情報の機密を守ることを、さらに雇用契約に特別な契約条項を設けるか、機密保持契約に署名させるか、あるいはその他適切な法的手段によって、その管理下で働く社員が機密を守秘するよう確実を期することを、個人的に誓約する必要がある。社員は仕事を辞めた後も守秘義務を順守しつづけなければならない。

すべての社員は、現地における適切な保安手段を講じることにより、さらに情報の閲覧をその権限を持つ者に限定し、その書類を指定された安全な場所に保管し、また安全な処分手段を講じることによって、機密情報の守秘に万全を期さなければならない。疑問がある場合は、直属のマネジャー、倫理マネジャーまたはグループの「コンプライアンス統括責任者」に助言を求めなければならない。

ビューローベリタスの知的財産権および商標

ビューローベリタスが開発、または取得した技術、ビジネス、財務に関する情報、ソフトウェア、手法、企業秘密、データベース、発明、ノウハウ、および機密保持契約によって定められた情報は、極秘扱いにしなければならない（その後もこれを継続しなければならない）。かかる情報を個人的な目的に使用してはならず、その利用は許可を受けた業務上の目的に限定しなければならない。また、その情報を共有したり、与えたりする相手は権限を持つ者に限定しなければならない。

ビューローベリタスの商標利用は、BVポータルサイトの専用の内部方針を通じて規制される。

“すべての社員は、業務活動中に入手しうる情報の機密保持に必要な手段を講じなければならない”

“顧客の『権利』を保護するために守る必要のある情報がある”

“グループの知的財産権の保護”

内部情報―インサイダー取引規則

“内部情報を閲覧する権利は義務を伴う”

上場企業の社員として、我々はインサイダー取引に関する規則の順守を約束しなければならない。この規則の該当個所には、とりわけ内部情報の所有者に対する内部情報に関係のある上場企業の株式に関するいっさいの取引（オプション取引またはその他の証券取引を含む）の禁止をはじめとする、もっぱらインサイダー取引の防止を目的とした多くの強制的な仕組みが記載されている。

ビューローベリタスに関する限り、ビューローベリタス・グループまたはビューローベリタスもしくはビューローベリタスまたはビューローベリタス・グループの株式に直接、間接に関係する、公表されていない、本質的に正確なすべての情報であって、それが公表された場合、ビューローベリタスの株価またはその株式に関する金融商品の価格に重大な影響を及ぼす恐れのある情報、というのが内部情報の定義である。グループの「市場倫理憲章」には適用される義務と制裁措置の詳細が定められている。

ビューローベリタス・グループ内で日常の業務を遂行する際に、いかなる社員にも内部情報を入手する機会があるかもしれないが、この情報が公表されない限り、極秘を守り、その状態を保たなければならない。この情報を個人的な事情で使ったり、あるいはこの情報を受け取る資格のない人に告げたりすれば、その行為は証券に関する法律とビューローベリタス・グループの規則に違反する可能性がある。内部情報を所有している間にビューローベリタスの株式を取引した人は法律によって処罰される。

そうしたリスクを防止するために、内部情報に接するたびに取らなければならない予防措置がある。それは、証券市場または市場外で、ビューローベリタスの株式に関係する取引を自分のためにも、あるいは他人のためにも、直接的または間接的に実行することを避けることである。内部情報は極秘に扱わなければならず、それを入手する資格のある人以外に告げてはならない。そして、第三者にその内部情報に基づいてビューローベリタスの株式の売買取引を実行するように勧めてはならない。

8. メディアおよび投資家とのコミュニケーション

我々は、顧客やアナリスト、投資家、一般大衆に対してグループのイメージを強固なものにするために積極的なコミュニケーションを展開している。しかし、ビューローベリタスは上場企業であるので、メディアおよび投資家とのコミュニケーションがグループのイメージや評判に影響を及ぼしたり、あるいはビューローベリタスの株価に影響したりするおそれがある。

従って、高度の注意を払ってコミュニケーションのあり方を検討し、検証しなければならない。メディアとの関係は「企業広報部門」の責任である。メディアに対するメッセージまたはメディアからの照会に対する回答はこの部門経由で行うか、またはこの部門が調整してこれを行わなければならない。

「企業財務部門」のなかの「投資家向け広報活動（IR）部署」がアナリストおよび投資家との財務に関するすべてのコミュニケーションについて責任を負う。アナリストまたは投資家からのグループに関する情報を要求するコミュニケーションはすべてこの「投資家向け広報活動部署」に転送して、その処理を委ねなければならない。

“メディアおよび投資家とのコミュニケーションについては担当統括部門が独占的責任を負う”

"ビジネスパートナー、委託企業、代理店および納入企業は我々の倫理規定の遵守を要求される"

倫理規定の実施

倫理規定の実施

倫理に関するグループ内文書

次の文書はビューローベリタスのすべての社員に適用される：

・この倫理規定
・倫理に関するビューローベリタス内部のすべての手順書、特に収賄禁止および違法行為防止の方針および手続き（以下「マニュアル」という）。
・倫理事項に関するその他の各任地の内部規則または細則

実施の範囲

倫理規定は全グループ社員に適用し、社員にはこれを順守することが期待されている。併せて、この規定はビジネスパートナー（仲介業者、合弁事業のパートナー、委託業者、代理店、主要納入業者およびサービス提供業者）にも適用し、これらパートナーには、グループ企業と取引するとき、またはグループ企業の代理人として取引するとき、この規定を順守することが期待されている。

我々は、社員とビジネスパートナーがこの規定の内容を理解し、これを順守するよう万全を期さなければならない。

倫理に関する組織

最高経営責任者の任命したグループの「コンプライアンス統括責任者」が、倫理に関するグループの計画についての責任を負う。最高経営責任者及びCFOとこの統括責任者によって「グループ倫理委員会」が構成されている。この「グループ倫理委員会」はグループ内の倫理問題を取扱い、倫理規定の実施状況を監督する。グループの「コンプライアンス統括責任者」は倫理マネジャーのネットワークを活用する。倫理マネジャーはさまざまな地理的地域、地区、事業部門における倫理に関する業務を代表する。

各事業単位のマネジャーは、地域マネジャー、地域担当副社長および事業部門担当副社長のすべて、またはそのいずれかの監督のもとに担当範囲における倫理規定の実施と管理の責任を負う。その目的のために、各マネジャーは部下の社員に倫理規定のコピーを 1 部提供し、研修を実施し、簡単かつ実際的かつ具体的な言葉づかいで服すべき義務を伝え、この規定の違反は社員の義務の重大な違反になることを確実に理解させる責任を負う。

倫理規定の原則と規則の順守

倫理規定の原則と規則の順守は各社員の業績評価の対象に含まれる。各社員は、業績評価、社員研修会、または検討会議の際に倫理規定の実践状況を報告する機会を与えられる。

マニュアルに定められている年間コンプライアンス宣誓のプロセスに加え、倫理規定に関する個人別のコンプライアンス宣誓が、2011 - 2012年に始まるバンド１～４のマネジャー向けの業績管理プロセス（Performance Management Process: PMP）サイクルに追加された。

倫理規定の順守を怠ったすべての社員は懲戒処分に服するが、処分によっては雇用契約の解消もありえる。すべての場合、違反者本人は、懲戒処分を受ける前に事情聴取を受け、自身を弁護する権利が与えられる。社員は不適切な金銭の支払いの要求、またはその申し出での事実を知るにいたったときは、ただちにこれを報告しなければならない。

ビューローベリタスの社員が、倫理規定またはマニュアルに定められた規則または原則のどれかに違反したか、あるいは違反しそうであると誠実に考えた場合、社員の上司または、社員の上司の上司、または社内監査役に報告するものとする。

ビューローベリタスの社員はまた、倫理規定、マニュアルまたは準拠法規に関する一定の違反あるいは申し立てのあった違反を、任意に通常の報告経路に代えて、「ビューローベリタス内部通報制度」を通じて報告することもできる。

- Group Compliance Officerへ直接連絡
  アンドリュー P. イベール
  Andrew P. Hibbert
  Legal, Risk and Compliance Department
  67/71, boulevard du Château 92 571 Neuilly-sur-Seine Cedex France
  電話: +33 1 55 24 76 62　ファックス +33 1 55 24 70 56
  Email: andrew.hibbert@bureauveritas.com

- 通報ラインを通じて
  人事部長に連絡し、倫理ヘルプラインの詳細を得てください。.

ビューローベリタス内部通報制度を通じて受けた報告は、グループのコンプライアンス統括責任者がフランスで監視し処理する。ビューローベリタス内部通報制度は、フランスのデータ・プライバシー法令に準拠しており、その内容は次のとおりである：

- 収賄禁止法違反の申し立て（とりわけ我々のサービスの完全性を確保するため）、あるいは競争、財務、会計または銀行に関する法律違反の申し立てを行うときにのみ利用することができる。
- 客観的な情報であって、特定できるタイプの実際の違反または申し立てられたタイプの違反のどちらかに直接結びつく情報か、あるいは報告された事実を検証するために欠かせない情報のみが、受け取った報告を評価する際に考慮の対象となる。
- 任地の法律で禁止されていない限り匿名による報告でもよいが、薦められない。内部通報者の身分は、内部通報制度の範囲内でのみ開示され、それ以外では極秘扱いのまま保管される。報告時に氏名が示されると、会社は当該社員を報復から保護しやすくなり、追加の情報を求めることが可能になる。
- 違反の容疑を受けた者には、ビューローベリタスが申し立てを調査し、関連証拠の隠滅を防ぐための措置を講じた時点で、彼らに対する告発があったことが通知されるが、内部通報者の氏名は明らかにされない。また、通報ラインを通じて行われた報告の保管は、準拠法規に基づいて行われる。

十分な根拠を示して、正直に違反の事実を報告した社員に対しては制裁措置を課さない。しかし、禁止行為に参加した者に対しては、その事実を報告した者を含めてすべて懲戒処分の対象となり得る。懲戒処分を課された者の氏名は、その者の要請により、正当な理由があり、それが可能である場合に限り伏せるものとする。

倫理規定の実施

倫理規定の順守状況は定期的に社内監査役および外部監査人の両者が点検するものとし、監査役および監査人はその結果をグループ倫理委員会に提出する。地域、地区、および事業部門の各マネジャーは、グループの内部手順に従って順守状況報告書を作成しなければならない。

倫理規定の実施または解釈について懸念または疑問を抱く社員は、自由に倫理マネジャーに接触するか、直属のマネジャーに助言を求めることができる。その要請がある場合、正当な理由があり、実行可能であれば、疑念は秘密裏に処理し、匿名性を守らなければならない。外部の利害関係者からの倫理規定に関する照会、苦情、または意見は、グループのコンプライアンス統括責任者に送付しなければならない。

倫理的な問題を含む決断をする必要がある場合、次のようないくつかの質問を自問してみるべきである。

1. 私は、この決断に適用される法律の精神と文言の両方に従った行動をとっているだろうか。
2. 私の決断または行動はビューローベリタスが重んじる価値とその倫理規定に合致しているだろうか。
3. 私の決断または行動が万一マスコミで報道されたとして、幸せな気持ちになれるだろうか。
4. 私の決断または行動について、家族や友人、同僚はどう思うだろうか。
5. ビューローベリタスまたはグループに直接的または間接的になんらかのマイナスの結果をもたらすだろうか。
6. 他に代わりの方法があるだろうか。

問題が起きたときに、次のような助言が役に立つかもしれない。

1. 次の質問に答えることによって自分の関与状況を解明する。
- 自分はどのような形で関与しているのだろうか。
- どの原則または規則に違反しているのだろうか。
- 誰がその違反を見つけたのか。
- それはどれくらい前のことか。
- 問題はすでに解決したのか。
- その違反はどこで発生したのか。

2. 次に、突き止めた不安にどう対処するかを見つける。
- それがはっきりしないものであっても、問題の存在を無視してはならない。
- 下記の接触先リストのなかから最も安心できる相手を選んで、問題を話し合う。

実行すべきことがはっきりしなければ、常に次のような行動をとらなければならない。
- しばらくの間行動を中止する。
- 関連する文書を調べる。
- そして必要があれば、直属のマネジャーと話し合う。あるいは（その方がよければ）倫理マネジャーまたはグループのコンプライアンス統括責任者のどちらかに助力を求める。どちらに対しても、いつでも自由に接触して差し支えない。

Move Forward with Confidence

www.bureauveritas.com

グループの倫理規定は、IFIAの順守規約（www.ifia-federation.org）の要求事項に沿ったものである。
この規約自体も国際的認定機関であるTransparency International & Social Accountability Internationalの世界的収賄対策の要求事項を反映したものである。

第五版 - 2012年4月 - Copyright©2012 Bureau Veritas - 無断複写・転載を禁じる。

Vent Portant